

質問事項に対する回答書23

(件名)北陸自動車道 中之口川橋床版取替工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	7月6日	回答書19		3	質問事項に対する回答書19_3のご回答で、単価表項目番号24_セメント安定処理路盤工_上層路盤(t=15cm)(N)において共通仕様書に従った内容で試験舗装を実施するとご回答を頂いております。割掛項目の試験費に当該単価項目の費用が記述されておりませんがこちらの項目に費用を計上するという考え方で宜しいでしょうか。また、共通仕様書では試験舗装面積は1,000m ² 程度とするとございますが、三条燕IC仮置き場では面積が足らないと思われます。その他の場所に試験舗装施工ヤードをご用意頂けると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	試験舗装費については「13-(3) セメント安定処理路盤工_上層路盤(t=15cm)(N)」に含めて計上願います。試験舗装施工ヤードは、新潟亀田IC内ブラとします。
2	7月6日	設計図② 道路計画編_2 (訂正版)	100/173		STEP1間施工図(参考図)(1/8)において、車線規制Ⅱ×1×0(N)の数量が2回とカウントされておりますが、こちらは路肩規制(夜間)ではありませんでしょうか。設計図②道路計画編_3(訂正版)の145/173にも同様の図面がありますが、こちらでは路肩規制Ⅰ×1となっています。特記仕様書(改訂版)P41には、路肩規制の工事内容は事前調査と渋滞対策工となっており、オーバーレイ工は含まれません。オーバーレイ工を夜間に施工する際の路肩規制はどちらの数量に含まれますでしょうか。また、これにより単価項目番号No.95_19-(1)_車線規制Ⅱ×1×0(N)の数量は214回になると思われますが正しいでしょうか。ご教示願います。	設計図②道路計画編_2(訂正版)の100/173「STEP1間施工図(参考図)(1/8)」に示すオーバーレイ工に関する規制は、上下線それぞれで路肩規制を実施する図面となっておりますが、路肩規制ではなく走行車線規制によりオーバーレイ工を実施する計画としております。よって、オーバーレイ工を実施する規制は数量表に記載のとおり「19-(1) 交通規制工 車線規制 Ⅱ×1×0(N)」に含まれ、数量は216回となります。
3	7月6日	令和4年7月 積算基準			令和4年7月に積算基準が改定されておりますが、本工事において、見積対象項目以外の項目については新基準の改定内容を適用すると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	積算の内容に関する質問にはお答えできませんので、貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上してください。